

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>一 税制・予算関連</p> <p>1 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の延長について 東京都（23区）において負担水準の上限を65%としている商業地等の固定資産税・都市計画税に係る条例減額制度については、その根拠となっている地方税法附則第21条の適用期限の延長を国に働きかけるとともに、負担水準の上限をさらに60%に引き下げた上で、平成21年度以降も実施する措置を講じられたい。</p> <p>2 東京都独自の省エネルギー促進制度について 東京都独自の省エネルギー促進税制については、国とも十分調整を図りつつ、税制全体としての整合性を確保するとともに、新規税目の創設については、税収中立を前提に検討されたい。 また、省エネルギー性能が特に優れた建築物については、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入されたい。</p> <p>3 エネルギーの面的な利用を行う建築物に係る税制上の特例措置の創設について 業務機能の集積効果を活かしつつ、複数の建築物によるエネルギーの面的な利用（共同利用・共同管理）を促進するため、熱供給事業型、集中プラント型または建物間融通型のエネルギー供給システムを活用する建築物に対し、事業所税の非課税措置の創設を国に働きかけられたい。</p>	<p>一</p> <p>1 商業地等の負担水準の上限を65%としたのは、23区の平均及び都財政への影響等を考慮したものです。 平成21年度の取扱いについては、納税者に対し、未だ税負担増を求める時期ではないこと等から、引き続き軽減措置を講じることとしたところです。</p> <p>2 平成20年度東京都税制調査会答申は、独自の課税案について、「他の地域の住民との公平性や都県境の販売業者等への影響など、解決すべき課題が多い」とし、「現在の厳しい経済環境や道路特定財源の一般財源化に伴うエネルギー関係諸税の動向等にも十分留意する必要がある」としています。</p> <p>3 政府税制調査会（平成19年11月）は、政策税制について、「真に必要な分野に絞って効果的な活用を図るべきである」としています。</p> <p style="text-align: right;">(以上 主税局)</p>

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>4 耐震改修及び省エネルギー診断に係る予算の拡充等について 緊急輸送路沿道におけるビルの耐震改修及び中小ビルの省エネルギー診断に係る予算を拡充するとともに、これらの促進に向け、特別区等の指導を強化されたい。</p> <p>二 都市計画・建築行政関連 1 景観条例の適切な運用について 改正東京都景観条例の運用については、建設地の街の歴史に関する資料や建物本体以外の緑地パースの作成等、提出資料が多く、民間事業者にとって、過重な負担を求めるものとなっている。提出資料については、景観計画上の判断に必要最小限のものとされたい。 また、特別区とも景観協議を並行して行う必要があるが、都と区との判断・指導基準が必ずしも一致していないため、都と区との運用の整合性を確保する観点から、窓口を一本化する等の改善策を講じられたい。</p>	<p>4 都では、平成 20 年度から対象となる緊急輸送道路を全路線に拡大し、震災時に、避難や救助・消防活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を果たす緊急輸送道路の沿道建物への耐震診断、耐震改修助成を開始しました。 今後も、区市町等と連携し、助成制度の周知に努め、耐震化を促進していきます。 緊急輸送道路沿道建物耐震化助成 平成 21 年度予算額 2,663,244 千円 (都市整備局)</p> <p>都は、平成 20 年度から中小規模事業所を対象とした無料省エネ診断事業を実施しているところであり、今後も、中小規模事業所における省エネ対策の推進に向けて無料省エネ診断事業を継続して実施していく予定です。 また、都は、無料省エネ診断事業のほか、都内の業界団体との連携による業種別省エネ対策事業や区市町村と連携した省エネ技術研修会等等、総合的な事業実施を図っており、引き続き、業界団体や区市町村等とも連携した中で、具体的な省エネ対策実施に向けた事業を展開し、中小規模事業所における着実で実効性のある省エネ対策を推進してまいります。 中小規模事業者における地球温暖化対策の推進 平成 21 年度予算額 253,772 千円 (環境局)</p> <p>二 1 東京都景観計画では、景観形成基準において、「歴史的資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした配置とする」こと、「敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる」ことなどを定めており、東京都景観条例に基づく大規模建築物等の建築に係る事前協議に際しては、事業者等に対し、景観シミュレーション等の提出を求めています。 今後とも、東京都景観計画の景観形成基準等により、個々の案件ごとに適切に運用してまいります。 都は、東京都景観条例に基づく事前協議制度を通して景観誘導を行うに際し、関係区市町村の意見を反映する機会を設けており、今後とも区とも十分調整しながら協議を進めていきます。 (都市整備局)</p>

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>2 公開空地等を活用した賑わい創出活動について 東京のしゃれた街並みづくり推進条例は、公開空地等を活用した賑わい創出活動（イベントなど）を認めるなど、弾力的な街づくり制度として高く評価しているが、</p> <p>(1) 公開空地等活用団体の登録要件について、団体の活動対象地域に係る面積要件や公開空地面積要件が厳しいこと</p> <p>(2) 1地区計画区域に1事業者しか登録できないため地区内の関係権利者との調整に労力がかかること などの理由により、活用が進みにくい。 手続き等の弾力的な運用を図りたい。</p> <p>三 廃棄物処理関連</p> <p>1 PCB処理について PCBを含有する照明器具やトランス等については、ビルの保管場所に収納しているが、PCB廃棄物処理施設側の処理が進まないため、保管量が増加しており、保管場所の確保に支障をきたしている。 東京都において、PCB廃棄物処理施設の能力を一層向上させ、PCB処理を迅速に進められたい。</p>	<p>2</p> <p>(1) 平成18年6月の施行規則改正により、活動対象地域の面積要件を3ヘクタールから1ヘクタールへ緩和したことで、同規則に規定する特定街区及び再開発等促進区を定める地区計画案件については、全て面積要件を満たすことになりました。 また、公開空地は日常一般に開放される部分であるとともに、にぎわいを創出し、まちの活性化につながる活用を推進する上で、十分な広がりが必要と考えています。</p> <p>(2) にぎわい創出活動が別々の団体によって行われるのではなく、一定の規模によるまち全体の活性化のための活動となることを期待して、一団体による登録とされていますが、これまでの実績や活動状況をふまえて、今後検討していきます。 (以上 都市整備局)</p> <p>三</p> <p>1 PCB廃棄物処理施設は、国が100パーセント出資している「日本環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」）」が、国の監督の下、管理運営を行っています。 都は、PCB廃棄物の円滑な処理を確保するため、同施設の処理能力向上について抜本的な対策を施すよう、JESCO及び国に対し、文書により要請したところですが、今後も、早期に処理能力の向上が図られるよう、引き続き要請してまいります。 (環境局)</p>

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>四 消防行政関連</p> <p>1 自衛消防活動中核要員について 延焼危険度が少ない建物においては、初期活動業務の兼任や連携体制を図ることにより基準となる要員数を減少させることが可能と思われるので、弾力的な運用について検討されたい。 また、自衛活動中核要員になるための資格を、防火管理者の場合と同様、講習のみで取得できる制度を新設されたい。</p>	<p>四</p> <p>1 自衛消防隊は、火災、地震その他の災害が発生した場合の当該防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防活動を行う組織です。 自衛消防中核要員は、この自衛消防活動の中核となる要員であり、防火対象物の面積や収容人員の規模により必要となる人員を定めています。 従って、スプリンクラー設備等の設置により延焼危険が少ないことのみで、その要員数を減少させる運用は困難と考えます。 しかしながら、現在も火災予防条例施行規則第11条の5第3項により、消防署長が防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、従業者、使用形態、管理形態等から判断して自衛消防活動上支障ないと認めるときや、夜間など同一防火対象物において営業を行う事業所とそうでない事業所が混在する時間帯等については、自衛消防中核要員の必要な配置人員の弾力的な運用を可能としています。 自衛消防中核要員は、火災等の緊急時に消防用設備等の取扱いを始めとする的確な行動が要求されます。このため、実技能力の習得が必要となることから、講習で資格を付与する為には、実技講習のための設備、講習カリキュラム、講師養成の整備等が必要であり、今後、講習による資格取得について総合的に検討して参ります。 自衛消防技術試験関係費 平成21年度予算額 12,468千円</p> <p style="text-align: right;">(消防庁)</p>

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>五 地球温暖化対策関連</p> <p>1 改正環境確保条例について 今後の規則等の制定に向けた検討に当たっては、当協会をはじめとする経済団体との調整を十分に行われたい。 特に、CO₂削減義務率については、客観的な指標に基づき、公平・公正で実現可能なものとなるよう、経済団体等の意見を十分踏まえ定められたい。</p>	<p>五</p> <p>1 2010(平成22)年度から開始する大規模CO₂排出事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における削減義務率の設定にあたっては、都全体の温暖化ガス削減目標(2020年までに2000年比25%削減)達成の観点と、削減対策の実施による2020年までに見込める削減余地等との2つの観点を踏まえ、CO₂削減に知見を有する専門家等の意見を踏まえて、2008(平成20)年度末頃に、知事が規則で決定することを予定しております。</p> <p>削減義務の設定にあたって配慮が必要な公平性、公正さに関してですが、規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、次のような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えております。</p> <p>①事業所ごとの特性への配慮 ②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮 ③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮 ④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮</p> <p>これらの観点への配慮について、今回、都が導入する制度においては、以下のよう 対応を考えております。</p> <p>①事業所別の特性への配慮 各事業所の過去の実績排出量から基準排出量を算定します。</p> <p>②これまでの削減実績への配慮 既に、総量削減実績のある事業所の場合、基準排出量を計算する年度を、より過去の年度で設定することを可能とします。</p> <p>③削減に向けた対策の推進の程度が、特に優れた事業所への配慮 削減義務率を軽減することを予定しています。</p> <p>④削減コストの違いへの配慮 買取した削減量を補完的に義務量に充てることで、コスト的に有利な手段の選択が可能となります。</p> <p style="text-align: right;">(環境局)</p>

要 望 事 項	都 の 対 応
<p>2 都市開発諸制度におけるCO₂削減対策の取扱いについて 東京都が予定している都市開発諸制度におけるCO₂削減対策については、</p> <p>(1) 建物の用途（業務、店舗、ホテルなど）によって基準達成の難易度が相当異なること</p> <p>(2) 改正環境確保条例においても推奨されているエネルギーの面的利用（地域冷暖房の導入）が不利に働くこと</p> <p>(3) 外装計画（良好な景観の形成）において大きな制約条件となること といった問題があるため、制度本来の役割が損なわれることのないよう、運用に際し、事業者と十分な協議調整を図られたい。</p>	<p>2 都市開発におけるカーボンマイナスの取組みを誘導するために、制度適用にあたり、原則として一定レベル以上の環境性能を確保することを条件とするよう、都市開発諸制度の基準、要綱等を改正します。</p> <p>運用にあたっては、建物用途により要求される機能の維持等により、やむを得ず基準の達成が困難な場合は、評価基準によらず、別途環境性能を審査する仕組みを導入します。</p> <p>また、地域冷暖房の導入及び外装計画における設計上の制約等に対し、取扱いを検討してまいります。</p> <p>運用上の取扱いなどについては、今後も民間事業者との協議調整を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（都市整備局）</p>